

羽咋市浄化槽復旧事業補助金交付要綱

令和6年2月15日告示第38号

令和6年9月20日告示第93号

(趣旨)

第1条 令和6年能登半島地震で被災した浄化槽の復旧事業に要する経費に対し、予算の範囲内において羽咋市浄化槽復旧事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、羽咋市補助金交付事務取扱規則に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は次の各号に掲げるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽で生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90%以上で、かつ、放流水のBODの日間平均値1リットル当たり20mg以下の機能を有するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 し尿のみを処理して排水を行っている旧浄化槽をいう。
- (3) 撤去処分費用 浄化槽を設置するにあたり、既存単独処理浄化槽及び既存浄化槽を撤去する費用（清掃、消毒、汚泥処理及び撤去（掘り起こし）等に係る費用をいう。）並びに処理する費用（収集運搬、中間処理及び最終処分等に係る費用をいう。）をいう。

(補助対象地域及び対象浄化槽)

第3条 補助対象地域は、羽咋市の行政区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項及び第25条の11第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域とする。

2 補助対象は、令和6年能登半島地震で被災した個人等で設置している（市設置以外のものをいう。）浄化槽の補修又は入替え及び単独処理浄化槽から浄化槽へ転換する場合とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象としない。

- (1) 保健所に登録していない単独処理浄化槽又は浄化槽（以下「浄化槽等」という。）。
- (2) 法第5条第1項の規定による設置の届出又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請を行わずに、浄化槽を設置するもの。
- (3) 販売、賃貸等の事業目的とするもの。
- (4) 住宅又は土地を借りている者で、当該住宅又は土地の所有者の承諾を得ていないもの。
- (5) 国が定める環境配慮型浄化槽に適合しない浄化槽を設置するもの。
- (6) 維持・管理に関する誓約書を提出しないもの。
- (7) 雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く）の排水を接続しないもの。
- (8) この補助金以外に補助又は補償を受けているもの。

(補助基準額等)

第4条 浄化槽の設置(既設浄化槽の再設置)に要する補助額は、別表に掲げる区分に基づき、設置費用を補助する。この場合において、設置費用に千円未満の端数が生じるときには、これを切り捨てる。

2 既設浄化槽等を撤去処分して浄化槽を設置する場合は、別表に掲げる区分に基づき、撤去処分費用を補助する。この場合において、撤去処分費用に千円未満の端数が生じるときには、これを切り捨てる。

3 浄化槽の部品交換・補修する場合は、別表に掲げる区分に基づき、部品交換・補修費用を補助する。この場合において、部品交換・補修費用に千円未満の端数が生じるときには、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽被害調査結果等(写真、保守点検記録等含む)
- (2) 工事見積書の写し
- (3) 工事費用算定表(様式第2号)
- (4) 維持管理に関する誓約書(様式第3号)
- (5) その他市長が必要と認める資料

(補助金交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助対象として補助金を交付すると決定した者に対して、羽咋市浄化槽復旧事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助事業の内容変更等)

第7条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助事業の内容を変更する場合又は、申請の取消しをしようとするときは、補助金変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 市長は、補助金変更承認申請の提出があったときは、その内容を審査し、変更の内容が適正と認められるものについては、羽咋市浄化槽復旧事業補助金変更承認通知書(様式第6号)により通知し、申請の取消しを行うときは、羽咋市浄化槽復旧事業補助金取消し決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

3 補助対象者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は、事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助対象に係る事業が完了したときは、事業完了後1ヶ月以内又は、当該年度の3月10日のいずれか早い時期までに補助事業実績報告書(様式第8号)。以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法定検査依頼書(指定検査機関等が受諾したもの)の写し又は浄化槽法定検査契約書(法第7条・第11条関係)の写し
- (3) 浄化槽の設置に要した費用の領収書及び請求書の写し
- (4) 工事設置写真
- (5) 撤去処分費用がある場合は、浄化槽等の撤去等工事の写真
- (6) 部品交換・補修の場合は、交換前(補修前)、交換後(補修後)の比較写真
- (7) 単独処理浄化槽から転換する場合は、雑排水等の排水設備の工事写真
- (8) その他市長が必要と認める資料

(補助交付額確定の通知)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付の決定内容条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第9号)により補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 市長は、前条の規定による補助金交付額確定通知後、補助金交付請求書による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 維持管理に関する誓約書の履行を怠ったとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するために、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場及び写真において確認する。

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

別表（第 4 条関係）

浄化槽設置補助額（補助対象限度額）

浄化槽	人槽区分	基準額の積算内訳
		補助事業分(限度額)
	5 人槽	978 千円／基
	6～7 人槽	1,188 千円／基
	8～10 人槽	1,668 千円／基
	11～ 人槽	2,191 千円／基

浄化槽及び単独処理浄化槽撤去処分補助額（補助対象限度額）

浄化槽の種類	人槽区分	補助事業分(限度額)
浄化槽及び単独処理浄化槽	一律	120 千円／基

浄化槽の部品交換・補修の補助額（補助対象限度額）

補助対象	補助事業分(限度額)
ブロワの交換	52 千円／基
水中ポンプの交換	135 千円／基
マンホール交換（樹脂）	35 千円／基
マンホール交換（鉄製）	150 千円／基
躯体、仕切版の補修	153 千円／基
担体の補充、受け押さえ補修	84 千円／基